

議案第 48 号

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市公園条例（昭和 59 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 6 号中「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町都市公園条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (定義) 第1条の2 略 (1)から(5) 略 (6)特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。 第1条の3から第6条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略 (定義) 第1条の2 略 (1)から(5) 略 (6)特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。 第1条の3から第6条 略</p>